

契約締結前交付書面(新旧対照表)

(下線部分変更)

改訂後	現行
<p style="text-align: center;">契約締結前交付書面</p> <p>■投資顧問契約の概要（省略）</p> <p>■助言の内容及び方法 当社は、お客様に対し、金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について、<u>当社の「みんなのシストレ」</u>において、ストラテジーの提供及びそれに依拠した売買シグナルの配信並びに利用方法のサポート(以下「本サービス」といいます。)をいたします。「みんなのシストレ」で取引いただいたお客様は、「みんなのシストレ」を利用した取引すべてについて、投資顧問契約に基づく助言を受けたものといたします。</p> <p>■投資顧問契約に関わるリスク 当社が投資顧問契約により助言する店頭外国為替証拠金取引「<u>みんなのシストレ</u>」についてのリスクは、つぎのとおりです。 みんなのシストレは、店頭外国為替証拠金取引であり、元本及び利益が保証された取引ではありません。取引される通貨の価格の変動により損失が生じることがあります。また、取引される通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きい場合、その損失の額が証拠金の額を上回る場合があります。このように、みんなのシストレは、多額の利益を得ることができる一方で多額の損失を被る可能性のあるハイリスク・ハイリターン取引です。取引を開始されるにあたっては、みんなのシストレの仕組みやリスクを十分ご理解いただき、お客様の資力、取引目的及び取引経験などを十分考慮のうえ、お客様自身の責任と判断で取引して下さい。なお、下記のリスクは、典型的なリスクを示したもので、すべてのリスクを示したものではありません。 1.～10.（省略）</p> <p>■報酬等について（省略）</p> <p>■クーリング・オフの適用 この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。 1. クーリング・オフ期間内の契約の解除</p>	<p style="text-align: center;">契約締結前交付書面</p> <p>■投資顧問契約の概要（省略）</p> <p>■助言の内容及び方法 当社は、お客様に対し、金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について、<u>当社の店頭デリバティブ取引の「みんなのシストレ」</u>において、ストラテジーの提供及びそれに依拠した売買シグナルの配信並びに利用方法のサポート(以下「本サービス」といいます。)をいたします。「みんなのシストレ」で取引いただいたお客様は、「みんなのシストレ」を利用した取引すべてについて、投資顧問契約に基づく助言を受けたものといたします。</p> <p>■投資顧問契約に関わるリスク 当社が投資顧問契約により助言する店頭デリバティブ取引「<u>みんなのシストレ</u>」についてのリスクは、つぎのとおりです。 みんなのシストレは、店頭外国為替証拠金取引であり、元本及び利益が保証された取引ではありません。取引される通貨の価格の変動により損失が生じることがあります。また、取引される通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きい場合、その損失の額が証拠金の額を上回る場合があります。このように、みんなのシストレは、多額の利益を得ることができる一方で多額の損失を被る可能性のあるハイリスク・ハイリターン取引です。取引を開始されるにあたっては、みんなのシストレの仕組みやリスクを十分ご理解いただき、お客様の資力、取引目的及び取引経験などを十分考慮のうえ、お客様自身の責任と判断で取引して下さい。なお、下記のリスクは、典型的なリスクを示したもので、すべてのリスクを示したものではありません。 1.～10.（省略）</p> <p>■報酬等について（省略）</p> <p>■クーリング・オフの適用 この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。 1. クーリング・オフ期間内の契約の解除</p>

(1)お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

(2)契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

(3)契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合:投資顧問契約締結のために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額をいただきます。

・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合:「みんなのシストレ」における店頭外国為替証拠金取引の約定時毎に徴収した報酬額(社会通念上妥当であると認められる分のみ。)をご返金いたします。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

※店頭外国為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象ではありません。

※投資顧問契約が解除された場合、「みんなのFX」「みんなのシストレ」も同時に解約されます。なお、別途当社が指定した方法にて「みんなのオプション」を口座開設している場合、「みんなのオプション」も同時に解約されます。

※クーリング・オフの意思表示時にお客様が建玉を保有している場合、当該建玉を決済したことによる損失は、お客様の負担となります。

2. クーリング・オフ期間経過後の契約の解約

クーリング・オフ期間経過後は、当社が指定する様式及び方法に従う場合に限り、いつでも投資顧問契約の解約を行うことができます。解約の場合、解約までの期間に「シストレ口座」における店頭外国為替証拠金取引の約定時毎に徴収した報酬額をいただきます。

※投資顧問契約が解約された場合、「みんなのFX」「みんなのシストレ」も同時に解約されます。なお、別途当社が指定した方法にて「みんなのオプション」を口座開設している場合、「みんなのオプション」も同時に解約されます。

※解約の意思表示時にお客様が建玉を保有している場合、当該建玉を決済したことによる損失は、お客様の負担となります。

■損害賠償及び違約金 (省略)

■課税上の取扱い

個人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で差金決済をして発生した利益(売買による差益及びスワップ収益)は、2012年1月1日の取引以降に行う取引は原則として「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算

(1)お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

(2)契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

(3)契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合:投資顧問契約締結のために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額をいただきます。

・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合:「みんなのシストレ」における店頭外国為替証拠金取引の約定時毎に徴収した報酬額(社会通念上妥当であると認められる分のみ。)をご返金いたします。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

※店頭外国為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象ではありません。

※投資顧問契約が解除された場合、「みんなのFX」「みんなのシストレ」も同時に解約されます。

※クーリング・オフの意思表示時にお客様が建玉を保有している場合、当該建玉を決済したことによる損失は、お客様の負担となります。

2. クーリング・オフ期間経過後の契約の解約

クーリング・オフ期間経過後は、当社が指定する様式及び方法に従う場合に限り、いつでも投資顧問契約の解約を行うことができます。解約の場合、解約までの期間に「シストレ口座」における店頭外国為替証拠金取引の約定時毎に徴収した報酬額をいただきます。

※投資顧問契約が解約された場合、「みんなのFX」「みんなのシストレ」も同時に解約されます。

※解約の意思表示時にお客様が建玉を保有している場合、当該建玉を決済したことによる損失は、お客様の負担となります。

■損害賠償及び違約金 (省略)

■課税上の取扱い

個人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で差金決済をして発生した利益(売買による差益及びスワップ収益)は、2012年1月1日の取引以降に行う取引は原則として「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算

でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した損益(売買による損益及びスワップ収益)は、法人税等にかかる所得に算入されます。

※復興特別所得税は、2013年から2037年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。

当社は、個人のお客様が店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、お客様にて、管轄の税務署又は税理士等の専門家にお問い合わせください。

■投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次のいずれかの事由により終了します。

①クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様から当社が指定する様式及び方法に従った投資顧問契約の解除の申出があった場合(詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。)

②お客様が、みんなのFX、みんなのシストレ又はみんなのオプションのいずれかに係る取引の解約をした場合、又は、当社が、みんなのFX、みんなのシストレ及びみんなのオプションのいずれかに係る取引の解約をした場合(みんなのオプションに関しては、別途、当社が指定した方法にて口座開設した場合に限る)

③～⑫ (省略)

■禁止事項 (省略)

■会社の概要

1. ～8. (省略)

(削除)

9. 加入する協会 (省略)

10. 分析者・投資判断する者 (省略)

11. 助言者 (省略)

12. 当社への連絡方法及び苦情受付窓口 (省略)

13. 当社の苦情処理措置について (省略)

14. 当社の紛争解決措置について (省略)

平成30年10月20日 改訂

以上

でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した損益(売買による損益及びスワップ収益)は、法人税等にかかる所得に算入されます。

※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。

当社は、個人のお客様が店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、お客様にて、管轄の税務署又は税理士等の専門家にお問い合わせください。

■投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次のいずれかの事由により終了します。

①クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様から当社が指定する様式及び方法に従った投資顧問契約の解除の申出があった場合(詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。)

②お客様が、みんなのFX及びみんなのシストレに係る取引の解約(全部又は一部の解約を含む)をした場合、又は、当社が、みんなのFX及びみんなのシストレに係る取引の解約(全部又は一部の解約を含む)をした場合

③～⑫ (省略)

■禁止事項 (省略)

■会社の概要

1. ～8. (省略)

9. 兼業業務:他の金融商品取引業者等の代理(法令で認められたものに限る。)、外国為替取引及び同取引の媒介、取次ぎ又は代理、その他法令で認められる付随業務

10. 加入する協会 (省略)

11. 分析者・投資判断する者 (省略)

12. 助言者 (省略)

13. 当社への連絡方法及び苦情受付窓口 (省略)

14. 当社の苦情処理措置について (省略)

15. 当社の紛争解決措置について (省略)

以上